	焼却炉		1個につき	50,500 円
	流量計		1個につき	14,600 円
	コンテナ	フラットラック型のもの	1個につき	25,800 円
		その他の型のもの	1個につき	34,900 円
	作業用救命衣	小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの	1個につき	5,000 円
		その他の作業用救命衣	1個につき	4,750 円
	完全保護衣		1個につき	5,400 円
改造・修理又は整備に係る予備検査	小型船舶の船体		1個につき	17,500 円
	内燃機関		1個につき	18,100 円
	船内外機		1個につき	17,100 円
	船外機		1個につき	11,600 円
	ガスタービン		1個につき	47,100 円
	排気タービン過給機		1個につき	20,300 円
	固定ピッチプロペラ		1個につき	3,050 円
	可変ピッチプロペラ		1個につき	11,300 円
	フォイトシュナイダープロペラ		1個につき	12,700 円
	プロペラ翼		1枚につき	1,000 円
	プロペラ軸		1個につき	2,400 円
	軸系の逆転機又は変速装置		1個につき	1,950 円
	アウトドライブ装置		1個につき	4,100 円
	安全弁又は逃し弁		1個につき	2,400 円
	自動呼吸弁		1個につき	3,200 円
	コンテナ		1個につき	6,700 円

備考　1　臨検回数は、船舶検査官１人１日につき４時間を超えない臨検時間（コンテナの材料試験又は荷重試験に係る時間を除く。以下同じ。）をもつて１回とし、１日の臨検時間が４時間を超える場合は、これを２回として算出する。

2　臨時検査、臨時航行検査及び特別検査の手数料の額は、この表に定める額が当該船舶に係る定期検査の手数料の額に相当する額を超える場合は、当該定期検査の手数料の額に相当する額とする。

3　小型船舶の定期検査に要する手数料の額は、当該定期検査の手数料の額に1,700円を加算した額とする。